

指定居宅介護等事業 運営規程

ホームヘルプサービス サンケアネット

ノア・コーポレーション合同会社

指定居宅介護等事業 運営規程

第1条(事業の目的)

ノア・コーポレーション合同会社が開設するホームヘルプサービス サンケアネット(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護・指定同行援護(以下「指定居宅介護等」という。)に係る事業の適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)(以下、利用者という)に対し、適正な指定居宅介護等を提供する事を目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営む事ができる様、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者又はその扶養義務者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場にたったサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、地域の保険・医療福祉サービスとの連携に努める。
- 4 前三項の他、障害者総合支援法(以下、法という)に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備運営に関する基準、その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプサービス サンケアネット
- (2) 所在地 東京都東村山市秋津町2丁目31番18号 KタウンA棟1号室

第4条(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、事業の実施に関し、居宅介護員等に対し法令等を遵守させる為、必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 4人 (常勤職員) 利用者40名に対し1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込に係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、及び居宅介護計画、同行援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成等を行う。
- (3) 居宅介護員等 常勤換算 2.5名以上 (サービス提供責任者を含む)
居宅介護員等は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上 事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日 但し、年末年始 12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時 (日曜日、祝日 午前9時から午後3時)
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日 但し、年末年始 12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後6時

第6条(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)居宅介護事業 精神障害者・身体障害者・障害児・難病等対象者・知的障害者
- (2)同行援護事業 身体障害者・障害児・難病等対象者

第7条(指定居宅介護等の内容)

事業所が行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1)居宅介護計画、同行援護計画の作成
- (2)身体介護に関する内容
 - ア 入浴・排泄及び食事の介護、衣類着脱・身体の清拭・洗髪
 - イ その他必要な身体介護
- (3)家事援助に関する内容
 - ア 調理、衣類の洗濯、住居等の掃除・補修、整理整頓・生活必需品の買い物
 - イ 関係機関との連絡
 - ウ その他必要な家事
- (4)通院等介助（身体介護を伴う場合、身体介護を伴わない場合）
- (5)同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行う。
- (6)その他の生活全般にわたる援助

第8条(利用者から受領する費用等)

- 1 事業所は、指定居宅介護等を提供した際には、支給決定を受けた利用者から区市町村が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から前項(第1項)に掲げる利用者負担額その他、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項(第1項及び第2項)に定めた支払を受ける額その他、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。尚、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。
事業所から、片道概ね1km 当たり 100 円
- 4 事業所は、前三項(前項まで)に定めた費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者等に対して交付しなければならない。
- 5 事業所は、前項までに定めた費用の額にかかるサービスの提供に当たり、予め、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない

第9条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は次のとおりとする

東村山市、清瀬市、東久留米市、所沢市

第10条(業務継続計画 BCP の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、居宅介護員等(以下「従業者」という)に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第11条(虐待の防止に関する措置)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに利用者保護を優先し、区市町村へ報告し、その指示に従う。
- 2 事業所は、虐待防止に関する担当者を選任する。
- 3 事業所は、虐待防止の為の対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図る。
- 4 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及する為の研修を定期的に(年1回以上)開催する。

第12条(緊急時における対応)

事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医へ連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じる。また、災害時における緊急時の対応については、第10条の業務継続計画の災害計画に基づいて、必要な措置を講じる。

第13条(職場環境の維持)

適切な職場環境の維持に努め、定期的に従業者に対し、研修を行う。尚、研修の開催については虐待防止の為の従業者への研修時に併せて行う。

第14条(苦情対応)

- 1 事業所は、提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情を受け付ける為の窓口を設置する。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、区市町村が行う文書その他の物件の提供、若しくは提示の求め、又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等及びその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力すると共に、区市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会(福祉サービス運営適正化委員会 電話:(03-5283-7020)が同法第85条の規定により実施する調査又は斡旋にできる限り協力する。

第15条(ICTの活用)

事業所は、介護サービスの業務効率化を図るため、以下の運営基準や報酬算定上必要なる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、パソコン等を用いた支援を行う。

- (1)感染症・食中毒の予防の為の対策を検討する委員会
- (2)身体拘束等の適正化の為の対策検討委員会
- (3)虐待防止の為の委員会
- (4)担当者会議等
- (5)相談・指導等

第16条(事故対応)

- 1 事業所は、指定居宅介護等の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、相談支援事業所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第17条(衛生管理等)

- 1 事業所は、居宅介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に行うとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に行う(年1回以上)実施する

第18条(身体拘束の禁止)

- 1 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者等の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対して説明し同意を得たうえで行う。その場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急且つやむを得ない理由、期間、その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るための措置を講じる。

第19条(その他運営に関する重要事項)

- 1 事業所は、従業者の資質向上を図る為の研修、会議の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年6回
 - ③ 事業所内会議 月1回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 ホームヘルプサービス サンケアネットは法第87条第一項に定める基本方針に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付け、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保をすると共に、地域生活支援拠点の機能を担う他の事業所への援助等をする事で、地域の社会資源の連携体制の構築を担うものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。(関係書類の保管期限については、各法令の保管期限を順守する。)
- 6 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存するものとする。
- 7 事業所は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、居宅介

護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はノア・コーポレーション合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、

- 第 1 版 平成26年03月24日施行
- 第 2 版 平成27年09月01日施行
- 第 3 版 平成30年06月01日施行
- 第 4 版 平成30年09月11日施行
- 第 5 版 令和01年06月01日施行
- 第 6 版 令和01年11月20日施行
- 第 7 版 令和02年03月01日施行
- 第 8 版 令和03年04月01日改定・施行
- 第 9 版 令和04年03月01日改定・施行
- 第 10 版 令和05年04月01日改定・施行
- 第 11 版 令和06年01月25日改訂・施行
- 第 12 版 令和07年04月 10 日改定・施行